

令和4年2月4日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業の追加周知について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記については、厚生労働省にて今後の事業実施が予定されていますが、この度同省から事業に係るリーフレットの配布がありましたので、周知いたします。

また、標記事業の実施については、令和4年2月4日（金）午前10時から、下記同省コールセンターにて問合せ等の受付が開始されますので、併せてお知らせいたします。

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部内

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター

電話番号：03-5253-1111（内線：3698・3699）

（受付時間：平日10:00～16:00）

※問合せ状況に応じて、体制を変更する場合があります。

【過去の関連お知らせ】

- ・「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業の周知について（令和4年1月24日付け）

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	森
TEL	058-272-8302		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		